

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和27年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第8条第2項第4号の人事委員会規則で定める額は、<u>1,200</u>円（人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合は、<u>2,400</u>円）とする。</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第8条第2項第4号の人事委員会規則で定める額は、<u>1,500</u>円（人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合は、<u>3,000</u>円）とする。</p>

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。